

弁 明 書

平成 30 年 11 月 19 日

沖縄防衛局局長中嶋浩一郎のした行政不服審査法 2 条及び地方自治法
255 条の 2 の規定によるとしてなされた平成 30 年 10 月 17 日付け審査請
求（沖防第 5115 号）について、弁明する。

審理員 須 藤 明 彦 殿

処分庁 沖縄県知事 玉 城 康 裕

処分庁代理人 弁護士 加 藤 裕

同 弁護士 仲 西 孝 浩

同 弁護士 松 永 和 宏

同 弁護士 宮 國 英 男

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

処分庁 沖縄県知事 玉城 康裕

〒900-0014 沖縄県那覇市松尾2丁目17番34号

沖縄合同法律事務所

TEL 098-917-1088 FAX 098-917-1089

処分庁代理人

弁護士 加藤 裕

〒900-0036 沖縄県那覇市西1-2-18 西レジデンス2-B

弁護士法人ニライ総合法律事務所

TEL098-988-0500 FAX098-988-0555

処分庁代理人

弁護士 仲西 孝浩

〒904-0004 沖縄県沖縄市中央3丁目1番6号

センター法律事務所

TE098-921-1766 FAX 098-938-3166

処分庁代理人

弁護士 松永和宏

〒900-0025 沖縄県那覇市壺川3丁目5番地6 与儀ビル2階

ゆあ法律事務所

TEL098-834-9820 FAX098-834-1010

処分庁代理人

弁護士 宮國 英男

第1 処分内容及び理由

1 処分の内容

沖縄防衛局（局長中嶋浩一郎）が受けた普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認（平成25年12月27日付け沖縄県指令土第1321号・同農第1721号）は、これを取り消す。

2 処分の理由

取消処分の通知書に付記した理由（審査請求人提出の証拠番号4「公有水面埋立承認取消通知書の別紙「取消処分の理由」）のとおりである。

第2 審査請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

本件審査請求を却下する
との裁決を求める。

2 本案に対する答弁

本件審査請求を棄却する
との裁決を求める。

第3 本案前の答弁の理由

行政不服審査法（以下「行審法」という。）7条2項は国の機関が「固有の資格」において処分の名宛人とされた場合には行審法の適用除外となることを定めているところ、審査請求人である沖縄防衛局は国の機関であり、別紙1「適格を欠いた不適法な審査請求であることについて」において詳述するとおり、「固有の資格」において第1、1の取消処分（以下「本件承認取消処分」という。）の名宛人となったものであるか

ら、審査請求適格を欠く審査請求であり、不適法として却下されなければならない。

第4 本案に対する答弁の理由

別紙2「本件承認取消処分が適法であること」において詳述するとおり、公有水面埋立承認取消通知書に付記したとおりの取消処分の理由が認められるものであり、また、本件承認処分を取り消すことについての公益上の必要性が認められるものであるから、本件承認処分は適法・適正になされたものである。

第5 行政不服審査法 29 条 4 項所定の書面について

沖縄防衛局は、「固有の資格」に基づいて本件承認取消処分の名宛人とされたものであって行政手続法の適用は除外されるものである（行政手続法 4 条 1 項）。運輸省港湾局管理課長・建設省河川局水政課長通達「行政手続法の施行に伴う公有水面埋立法における処分の審査基準等について」（港管第 2159 号・建設省河政発第 57 号平成 6 年 9 月 30 日）は、「法に規定する免許等の処分のうち、行政手続法第 5 条の適用を受ける次の表の「処分名」の欄に掲げるもの」として、公有水面埋立免許（法 2 条第 1 項）を挙げる一方、公有水面埋立承認は挙げていないことから、公有水面埋立承認については行政手続法が適用されないとの理解が示されていたことは明らかである。本件承認取消処分については、行政手続法の適用は除外されているものであるから、本件承認取消処分に係る行政手続法 24 条 1 項の調書及び同条 3 項の報告書は存在しない。

なお、行政手続法に基づくものではないが、本件承認取消処分は不利益処分であるため、国の機関が「固有の資格」において処分の名宛人となる場合であっても手続的保障をすることが望ましいと判断し、本件承認取消処分について行政手続法所定の手続に準じた聴聞手続を実施している。同聴聞手続について作成された調書は審査請求人提出の証拠番号 22「聴聞調書」であり、同聴聞手続について作成された報告書は処分庁提出の証拠番号 137「聴聞報告書」である。